みやしろ健康福祉プラン -障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画- 重点事業進行管理評価表(令和4年度最終評価)(案)

【評価】

1	評価ランク	状況	達成状況	評 価 内 容					
	Α	計画通りに順調に取り組んできている	80%以上	内容と期限がほぼ期待通りできている場合					
	В	概ね計画通りに取り組んできている	60%以上80%未満	期待を下回る質の不良な内容か、もしくは、期限よりも10%以上遅れている場合					
	С	進捗に遅れがあるなど、順調ではない	60%未満	期待を下回る質の不良な内容で、かつ、期限よりも10%以上遅れている場合					
	D	取り組んでいない	0%	-					

1. 地域福祉の推進体制

施策番	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	1	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	福祉教育の推進 町職員をはじめ、学校や企業、地域の関係者等、 障がい者にかかわりのある機関・団体等の関係者 を対象とした研修会を実施する。		##統 ・町職員、教職員に対する研修会の実施	30年度 実 元年度 2年度		①職員や教職員などを定期的に研修会へ派遣し、 障がい者に対する理解を深める(年1回以上)。	Α	・職員や教職員が障がい に対する理解を深めるこ とにより、障がい者が安 全、安心に暮らせる地域 づくりのための行政運営 を目指す。	・障がい者をはじめとす るさまざまな人権問題に 対する理解を深めるため の研修として「埼葛人権 を考えるつどい」に職員 等が参加予定。	・10月6日人権を考える集 いに参加した。	・研修として「埼葛人権 を考えるつどい」に参加 するだけでなく、運営に も職員が参加した。
		総務課 (庶務職員担当) (人権推進会)		3年度 4年度 5年度		②職員研修などで新採用職員や若手職員に研修を 実施し、障がい者や障がいの理解促進を図る(年 1回以上)。	Α	・職員や教職員が障がい に対する理解を深めるこ とにより、障がい者が安 全、安心に暮らせる地域 づくりのための行政運営 を目指す。	・新規採用職員後期研修 で町の障がい者福祉につ いて学ぶ。	・新規採用職員研修の後期日程のカリキュラムの1つとして障がい者福祉に関する研修を実施した(10月5日開催)。	・若年層職員を対象とした研修を継続し、障がい 者福祉分野での人材育成 を図る。
1-1-		(人権推進室) 福祉課 (福祉支援担当) 教育推進課 (学校教育担当)				③障がい者や障がいの理解促進を図るための事業 を実施。福祉の店(定期実施)及び、こころをつ なぐ展示会(障害者週間)を実施。	А	・福祉の店を開く場を提供する。 ・こころをつなぐ展示会 (障害者週間)を実施す る。	・福祉の店を開く場を提供する。 ・個人の作品を展示する。	・庁舎正面出入口付近に 福祉の店の場所を提供した。登録団体4団体。 ・下半期(障害者週間12 月3日から12月9日)にこころをつなぐ展示会を実施した。	・継続実施
						④特別に支援が必要な児童生徒に対応するため、 特別支援教育に関する研修会の実施(年1回以 上)。	Α	・教職員の特別支援教育 に対する理解促進・指導 力向上を目指す。	・「様々な課題を抱える 家族へのかかわり〜その 文脈を考える〜」をテー マに、県立宮代特別支援 学校との共催の夏季研修 会を実施。(8月4日)	・特別な教育的支援を要する児童生徒への支援方法や家族とのかかわりについて学び、今後の実践に生かしていく。	・引き続き、学校現場の 考えや困っていることを 把握し、来年度の県立宮 代特別支援学校との共催 の夏季研修会内容につい て検討していく。
	障がいを理由とする差別の解消の推進【計画新 規】	いての啓発 議会を設置 福祉課	新規 ・障害者差別解消支援地域協議会の設置 福祉課 (福祉支援担当)	新規 支	①広域 (3市2町) 設置している障害者差別解消 支援地域協議会において、課題・問題点を整理	А	・障がいを理由に差別が起こらないよう、障害者	・埼葛北地区障害者差別 解消支援地域協議会を開	・11月、3月に埼葛北地区 障害者差別解消支援地域	・継続実施	
	障がいに対する理解と社会的障壁についての啓発 活動を推進するとともに相談窓口や協議会を設置			元年度 ↓ ▼ 2年度 実	· E施	し、障壁となっている事項を解消していく。	^	差別解消支援地域協議会 を開催する。	催する。	協議会を開催した。	
1-1-	し、適切な対応を行う。				3年度	CAE.					
				4年度							
				5年度 ▼	,						
	支援ネットワークのしくみづくり		充実	30年度 実		①既存の見守り支援ネットワークにより、障がい 者等を地域全体で支えあえるよう関係者、関係機		・地域全体で支えられる よう、関係者、関係機関	・情報共有を図る見守り 支援ネットワーク会議の	 ・2月に見守り支援ネット ワーク会議の実施した。	・ 国施策「重層的支援体 制整備事業」の機能調整
	地域福祉活動を担うさまざまな主体が障がい者の 地域生活支援を協働で実施できるネットワークを		・精神障がい者にも対応 した地域包括ケアシステ	元年度		関と連携し、情報共有を図る(年1回以上)。	Α	と連携を図れるようにする。	実施。	フ 万成の天旭した。	が必要となる。
	地域生石又族を励働て美地できるイットワークを構築する。		ムの構築及び医療的ケア 児支援のための保健医	2年度		②医療的ケア児支援のための保健医療、福祉等の 関係者による協議の場で検討の実施(連携会議は		・医療的ケア児支援のた めの連携強化。	・医療的ケア児連絡会議 (広域事業)を実施	児連絡会議 (広域事業)	・地震、風水害時に対応 できる体制の構築する必
1-2-	3		療、福祉等の関係者による協議の場の設置	3年度		定期的、幹事会は適宜)。	Α			を実施した。	要性はあるが、対象者の移動や必要な体制を整え
1 1	福祉課 (福祉支援担当)	4年度 5年度 ▼	,	③協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関 係者による協議の場を設置する。		・スムーズな情報共有を 行い、支援方策を検討す	・庁内関係部署(子育 て、高齢、保健、教育、	・庁内関係部署の意見交 換会を実施できなかっ	ることができるか。 ・庁内関係部署が連携す るときの個人情報の取扱		
					MINAN WEND / VO	А	る。	福祉)の担当者で意見交換会を実施	た。 ・自立支援協議会専門部	い。 ・保健、医療、福祉関係	
										会による協議の場を4回 開催した。	者との連携を図り、引き 続き協議の場を設置す る。

2. サービス提供体制

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	相談の一元化(地域生活支援事業) 基幹相談支援センターを中心にすべての障がい者 に適切に対応できる総合的な相談支援体制を実施 する。		充実 ・基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を強化する	30年度 実施	①相談支援事業者と連携し、各テーマでの支援会議の開催(年20回以上)。		員のスキルアップを図 る。	・各部会に参加し、事例検討や情報共有を図る。	・事例検討を通じて、職員のスキルアップが図られている。・各連携会議を66回実施。	・職員のスキルアップが 図られるよう、職員の参 加を続けていく。
	から。 虐待や差別に関する相談についてもワンストップで相談できる体制を整備する。		12 (T-10) (C) (A) (C)	3年度 4年度 4年度 4年度 4年度 4年度 4年度 4年度 4年度 4年度 4	②相談支援の充実のための研修会(人材育成、ケース検討グループ会議)等の実施。		・各種研修等に参加し、職員の相談スキルを高める。	各種研修会に参加し、 ケース対応の基礎及びア プローチ手法を学ぶ。	・各種研修会等を23回 実施。	mananga mpananananananananananananananananananan
2-1-2		福祉課 (福祉支援担当)		5年度 ▼	③地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制 の充実の検討。	А		・地域自立支援協議会運営会議において、相談支援体制について検討する。	・地域自立支援協議会運営会議において意見交換をした。	・各市町でケースの依頼 先を考えていく必要があ る。
					④虐待や差別に関する相談が発生した際に対応するため、役場関係部署、各関係機関等連携を図れるよう体制を整える。相談については、適宜対応する。		・該当相談が発生した際 に即時対応できる体制と する。	・虐待や差別に関する相 談が発生した際に適宜対 応する。 ・虐待や差別に関する相 談を受付したら自立支援 協議会に報告する。	・3月に開催した埼葛北地 区障害者差別解消支援地 域協議会にて事例報告を した。	・継続実施

3. 福祉サービス

施策番号	事業方策等·事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について	
	地域生活支援拠点等整備【計画新規】 ①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会・場 ④専門人材の確保・要請⑤地域の体制づくりの機		新規 ・平成32年度設置に向けて検討	30年度 検討元年度	①埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバと連携した体験利用を実施する。	Α	・オリーバと連携した体験利用を実施する。	・宮代ひまわりの家、相 談支援事業所ひわまりと オリーバで連携した勉強 会を実施する。	・宮代ひまわりの家の利 用者の中で優先度の高い 方を対象に意見交換を実 施した。	・個別の相談に対して、 関係機関が役割分担しな がらどのように対応して いくか検討する必要があ	
3-2-1 ⑥	能を持つ地域生活拠点等を整備する。	福祉課(福祉支援担当)		2年度 美 3年度 4年度	3年度	②設置した埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバ の運営状況の確認を実施する。	А	・埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバの運営状況について要綱に定めた 事業内容を実施している かを確認する。	・埼葛北地区地域生活支援拠点オリーバの運営状況を確認するための評価項目を検討する。	・8月埼葛北地区地域自立 支援協議会において地域 生活支援拠点の評価の基 本的事項について検討し た。	・自立支援協議会に事業 実績を報告する。
				5年度 ↓	③訪問調査対象者の状況確認と対象者の更新 (1回/6ヶ月) の実施。	Α	・緊急対応にならないよう、対象者、家族との関係を構築する。	・重度の知的障がい者の うち、サービス等の未利 用者に対し、状況確認を 行う。	・下半期に重度の知的障 がい者に係る潜在的要支 援者リストの更新を行っ た。対象者は把握済み。	・家族構成等の環境変化 があった場合に、対応で きるよう、家族と関係性 を構築する必要がある。	
3-2-2 ①	障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導 障害者支援施設、グループホーム等の設置を地域 内で促進するため、必要な支援策等の検討や地域 生活への移行に必要なサポート体制づくりを進め る。		充実 ・空家、空室等を利用した事業の検討	30年度 実施 元年度 2年度	①グループホーム等の利用や体験利用の機会を増やし、整備に向けた課題の整理を行う。	А	・緊急利用になった場合 でも対応できるよう体験 の機会を増やすととも に、ニーズ把握を行う。	・地域生活支援拠点オ リーバで体験するための 調整を実施する。窓口に おいて、対象者の状況把 握を行い、必要な調整を 行う。	・体験利用実施に向けて調整中。	・必要性の高い対象者や 家族への利用する意義等 を伝えていく必要がある。	
		(福祉支援担当)	4	3年度 4年度 5年度 ▼	②家族会に対し、適宜必要な支援を実施する。		・在宅で生活する方の ニーズ把握を行い、必要 な支援を行う。	・整備誘導に向け、意見 の集約を行うための調整 を実施中。	・10月に家族会と意見交 換を実施した。	・家族会・町で相互の取 組について調整する。	
	障がい福祉サービスの確保 必要な障がい福祉サービスを提供するため、事業 を行う意向を有する事業所の把握に努め、情報提 供やその他必要な支援を行い、参入促進を図る。 また、必要なサービスにつなげていけるよう、適 切なサービス提供体制整備を進める。	福祉課 (福祉支援担当)	継続 ・相談支援事業者との連携強化・サービス提供事業所との広域利用の推進	30年度 実施 元年度 2年度 3年度 3年度	①需要見込等についての推計を実施し、適切な支 給量を確保する。 ②障害福祉サービス事業所と適宜調整し、必要な サービス提供体制を整える。		・適切なサービス提供ができるよう、支給量を確保する。 ・適切なサービス提供ができるよう、各事業所の	・委託・計画相談と連携 し、必要な支給量及び サービス提供を行う。	・利用にあたっての計画 に沿ったサービス提供が できている。	・すべてのサービスが需要に対して供給を満たしていないため、自立支援協議会と連携して、サービス供給体制を整える必要がある。	
				4年度 5年度 ▼		А	情報収集を行う。				

4. 保健・医療サービス

施策	番号 事業方策等·事業概要 担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	健康相談・栄養相談・訪問指導の実施 個々の状態に対応した健康相談・栄養相談・訪問	継続	30年度 実施 元年度	①健康相談の実施 (毎週水曜日を予定)	Α	・個々の状態に応じた専門的な指導を行い、解決 策を見出す。	・健康相談を毎週水曜日 に実施する。	・幼児期の健康相談を延 ベ399件実施した。	・コロナ禍でも安心して 相談できる体制を整え、 適切な支援を実施する。
	指導を実施する。 7	切り担等の天旭	2年度 3年度	②栄養相談の実施 (毎週水曜日を予定)	А		・栄養相談を毎週水曜日 に予約制で実施する。	・乳幼児期の食生活や成 人期の生活習慣病予防に 向けた食事について、60 件実施した。	・コロナ禍でも安心して 相談できる体制を整え、 適切な支援を実施する。
4-1			4年度 5年度 ▼	③訪問指導の実施(健診フォロー等随時)	Α		・随時、必要に応じ訪問、面接の相談を実施した。	・地区担当が支援を実施した。	・継続実施する。
				④上記①~③において、必要に応じ適切な関係機 関につなげる。	Α		・随時、必要に応じ関係 機関と情報共有や支援方 法について検討し、関係 機関へつなげた。	・ことばの相談、心理相 談、福祉課、子育て支援 課等へつなぎ連携して支 援した。	・継続実施する。
4-1	上、精神保健相談・受診前相談の充実を図り、精神保健相談を推進する。 健康介護課	継続 ・関係機関と連携し、精神障がいに関する相談体制の強化	30年度 実施 元年度 2年度 3年度	①精神ケース検討会の開催(2ヶ月に1回)	Α	・福祉課職員(相談業務 を担当している職員等) と定期的に事例検討会を 行い、情報共有や支援方 法等について検討し連携 支援する。	・隔月に精神ケース検討 会を実施する。	・6回(奇数月) 実施 した。	・継続実施する。
			4年度 ▼	②困難ケースは幸手保健所など、関係機関と連携 し対応する。		・困難ケース等は、幸手 保健所や関係機関と連携 し、適切な支援を行う。	報の共有や支援方法等に	・幸手保健所、笠原小学校、子育て支援課、保健センター等の関係機関で事例検討会を開催し、情報の共有と、今後の対応について検討した。	・継続実施する。

5. 教育(保育)・生涯学習

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組	時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
			継続 ・宮代特別支援学校、春日部特別支援学校の特別支援コーディネーターを委員に加え、就学相談や支援体制を充実	2年度 3年度		①全小学校で就学時の発達(知能)検査・健康診断及び就学相談を実施。		要とする児童生徒の最適 な教育的支援のあり方に ついて、保護者等が判断 できるようにする。	・就学時健康診断(発達 検査)の実施(須賀小1 0月6日、百間小10月 4日、東小10月11 日、笠原小10月5日) ・個別の就学相談の実施 10月27日笠原小		・就学時の発達検査(個別の検査)方法等の内容検討をしていく必要がある。 ・引き続き、合同研修会等を実施し、共通理解を図ったり、情報交換を行ったりしていく。
				5年度	5年度 ▼	②保護者と就学先について「就学相談」を実施 (通年)		・就学予定者も含め教育 上特別な支援を必要とす る児童生徒の最適な教育 的支援のあり方につい て、保護者等が判断でき るようにする。	・年度当初からの就学相 談の実施 (通年)	・早期に就学相談を実施 することで、その後の就 学関係につなげることが できる。	・引き続き、通年を通し ての就学相談を行ってい く。
5-1-2 ③						③特別支援学級在籍児童生徒及び通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対して、「個別の支援計画」を作成。	Α			・個別の支援計画を作成 することで、個に応じた 指導を実施することがで きる。	・特別に支援を要する児 童生徒の増加による体制 づくり等引き続き工夫を していく。
						④サポート手帳の活用、及び個別の支援計画作成 についての研修会を就学支援委員会、特別支援教 育連絡協議会で実施。(年1回)	Α	・障がいのある児童生徒 一人一人への支援を具体 化する。	・サポート手帳の活用や 個別の支援計画について の研修会の実施 (6月 3日)	・就学支援委員会や特別 支援教育主任、コーディ ネーターとの連絡会で共 通理解を図ることができ た。	・引き続き、必要な情報 共有を行っていく。
						⑤上記①〜④を実施し、早期に適切な対応を行う。	Α	・特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるようにし、障がいのある児童生徒一人一人への支援を具体化する。	・①~④を計画的に実施し、早期対応に努めている。	・計画的に取り組むこと ができている。	・引き続き、年間を通し て計画的に実施をしてい く。

施策番	号 事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
5-1- ⑥	交流教育の推進 障がいのあるなしにかかわらず互いを認めあい、 理解を深め、支えあえるよう、特別支援学校と町 内の小中学校において行事や交流事業を実施す る。	教育推進課 (学校教育担当)	継続	30年度 実施 元年度 2年度 3年度 4年度 5年度 ▼	①宮代特別支援学校と百間小・前原中で、交流事業を実施。 ②宮代特別支援学校及び春日部特別支援学校において支援籍学習の実施。 (各特別支援学校から各学校(須賀小1名、百間小1名 東小3名 百間中1名)で実施) (百間小学校から春日部特別支援学校で実施(1名))	А	・障がいのあるなしにかかわらず互いを認め合い、理解を深め、支えあいるよう、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。	・小学校における支援籍学習の実施。	・新型コロナ感染症対策を講じながら実施をしている。 ・新型コロナ感染症対策を講じながら、学校間で連絡を取り合い、工夫をして実施をしている。	・引き続き、活動の工夫をしながら、交流を深めていく。 ・引き続き、学校間での連絡を密にとり、交流を深めていく。
	発達障がい児等の教育支援体制の充実 発達障がい児等に対し、特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制の充実や、各小中学校への発達障害者等特別支援教育指導者の配置等、教育支援体制を推進する。		継続 ・個別指導計画に基づく 教育的支援の実施	30年度 実施 元年度 2年度 3年度 4年度	①個別の支援を必要とする児童・生徒へのサポートチームによる支援、及び担任教諭への指導助言の実施。 ②各教諭の指導力向上を目的とする指導主事等の指導助言の実施。	,	・特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制を充実させ、教員の指導力向上を図る。		・サポートチーム訪問の 実施 (須賀小6月15日、百間 小6月16日、東小6月 8日、笠原小6月29日・ 7月7日、須賀中6月1 3日、百間中6月14 日、前原中7月6日)	・サポートチーム訪問での指導が実際の指導に生かされ、積み重ねていけるよう実施方法を工夫・改善する。
5-1-2	4	教育推進課 (学校教育担当)		5年度 ▼	③各小学校に在籍する特別に支援を必要とする児童に対しての生活介助、学習活動のサポートを目的とした「特別支援教育サポーター」の配置。 ④特別支援教育に関する理解や指導についての研修会の実施(8月)。	A	・各小学校へ特別支援教育サポーターの配置等、教育支援体制を推進する。 ・教職員の特別支援教育に対する理解促進・指導力向上を目指す。	・県立宮代特別支援学校 との共催の夏季研修会を 実施。(8月4日)	習活動サポートの実施。 ・「様々な課題を抱える 家族へのかかわり~その	・特別な支援を要する児童の増加による特別支援教育サポーターの人数不足になっている。 ・教員の指導力や困り感を把握し、来年度の夏季研修会内容について検討していく。

6. 生活基盤

施策番号	担当課 事業方策等·事業概要 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	障がい者の雇用の場の創出 町と商工会、特別支援学校、ハローワーク、そして福祉関係機関等との連携を強化し、障害者就労継続支援A型事業所立上げのもと、障がい者の雇用の場を拡大していく。 (福祉支援担当)	継続 ・雇用の場の拡大 ・就労継続支援A型事業 所立上げに向けての支援 (組織体制の強化・利用 者の確保等)	2年度	①町職員(一般事務職)の採用試験を実施する際には、障がい者枠(3障がい問わず)を別に設けて試験を実施する(9月中)		た職員採用を行うことに	験:9月18日) において、 障がい者対象枠(3障がい		
	総務課 (庶務職員担当)	石 V)唯 (本寺)		②近隣自治体等の取組状況について情報収集、意見交換を行う。		・障がい者の雇用創出に 向けて、近隣自治体の取 組状況を確認し、好事例 を参考に、雇用の場を創 出していく。	・近隣自治体の取組状況 を確認する。	・近隣自治体の取組状況 を確認できなかった。	・宮代町役場庁舎における障がい者の就労実習、 障がい者雇用について、 継続して検討する。

7. 生活環境

施策番号	事業方策等・事業概要	担当課 (担当名)	方針区分	取組時期	達成基準(何を・どれだけ・どの程度・いつまでに)	評価	目標達成に向けての取組視点	目標達成に向けての具体的取り組み	取り組み結果	課題・今後について
	避難行動要支援者支援体制の整備		充実	30年度 検討	①避難行動要支援者名簿の更新作業。		・マニュアルに基づいた 対象者の抽出を行い、名	・対象者名簿の提供により地域での見守り体制を	・マニュアルに基づいた 名簿更新作業を実施。	・制度への理解に団体間 で温度差があるため、解
	障がい者等が災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、必要な支援が受けられる体制を整備する。		・福祉避難所の整備	元年度 大	②自主防災組織連絡協議会において個別避難計画 について説明し、作成を促す。	А		主防災組織への個別支援	・更新した名簿を多くの 団体に受領していただく ため、5月の自主防災組織 連絡協議会にて説明し	消のため団体ごとの個別 相談会を検討。
		健康介護課 (高齢者支援担当)		3年度 4年度	③自主防災会からの相談の受付や出前講座を通じて個別支援プランについて説明し、作成を促す。	А	体制を整備する。	IN ENVIRONMENT OF	て、啓発。	
7-1-3 ③		福祉課 (福祉支援担当) 町民生活課 (危機管理担当)		5年度 ↓	④個別避難計画作成の促進に向けた方策の検討・ 実施	Α	・障がい者や高齢者など 災害時に支援を要する方 に適切な支援が行われる 体制を整備する。	・対象者名簿の提供により地域での見守り体制を構築する。 ・説明会等を通じて、自主防災組織への個別支援計画の作成依頼を行う。	・自主防災会に提供した 名簿登載者へ郵送で「名 簿提供済み」を案内。	・名簿未登載の方の中に も避難に支援を要する方 があるとの情報もあるた め、把握と対策を検討す る必要。
					⑤福祉避難所にかかる訓練を行い、課題の整理を する。		・災害時にスムーズに避 難所を開設し、対象者を 受け入れできる体制を作 る。	・福祉避難所開設訓練を 行い、課題を整理する。	・8月3日に宮代特別支援学校にて福祉避難所開設訓練を実施した。	・災害時に福祉避難所に 避難する対象者のルール づくりを行う必要があ る。